

第1号様式（第7条関係）

## 環境マネジメントシステム導入報告書

( 宛 先 ) 京 都 市 長		平成27年 7月 29日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市左京区吉田本町		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 国立大学法人 京都大学 学長 山極 壽一
京都市地球温暖化対策条例第22条第2項の規定により報告します。		
環 境 マ ネ ジ メ ン ト シ ス テ ム の 名 称	京都大学環境計画	
適 用 範 囲	京都大学 吉田事業場、京都大学 桂事業場	
導 入 年 月 日	平成20年 1月 21日	
認 証 番 号	なし	
基 本 方 針	①様々な環境負荷に関する情報を継続的に把握・検証 ②エネルギー使用量と温室効果ガス排出量の削減 ③廃棄物による環境負荷の低減 ④化学物質の安全・適正管理の推進 ⑤全構成員に対する環境安全教育の推進	
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標（以下「目標」という。）	①省エネルギー 2%削減（原単位・毎年）（ハードウェアで1%、ソフトウェア（環境配慮行動）で1%） ②省CO2 2%削減（原単位・毎年）（ハードウェアで1%、ソフトウェア（環境配慮行動）で1%） ③廃棄物の排出削減とリサイクル 排出の削減とリサイクルの取り組みを実施する	
目標を達成するための取組の内容	環境安全保健機構長が部局長に以下の実施を促すためにエコキャラバンを実施 ①省エネルギー（省CO2）：省エネルギー推進方針及び環境賦課金方針により以下の事業を実施 （ア）ハードウェアで削減実施のためのE S C O事業を実施 （イ）上記事業以外にも照明設備の改修、変圧器のトッランナー型への更新、空調設備の改修などを実施 ②環境配慮行動：環境配慮を推進するために環境配慮日めくりカレンダーを作成し以下を実施 （ア）エコ宣言Webサイトへの構成員参加を促進する等の環境配慮行動を実施 （イ）新入生ガイダンスにおいて環境配慮行動について説明実施 ③廃棄物の排出削減とリサイクル：コピー枚数の削減、建物改修時にリサイクル実施 （ア）紙の使用減量化 （イ）オフィス家具のリユース （ウ）環境負荷の大きい蛍光灯を長寿命化蛍光灯に転換	
目標を達成するための取組の進捗状況	上記、取組の内容に記載のある事項については、既に着手しており、着実に成果をあげているところである。	
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	省エネルギー・省CO2については共に5年間を通して、ハードウェアでは原単位にて年平均エネルギーは1.1%削減、CO2は1.1%削減された。ソフトウェア（環境配慮行動）では、クールビズやウォービズ、休暇時のエコタップの利用による節電の呼びかけを実施した。	
事業活動に係る法令の遵守の状況	関係法規の順守状況については毎年確認している。これまでの違反及び行政当局からの指摘は無かった。	
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	原則として毎年継続的に見直しを実施し、必要に応じて変更する。平成25年度は現行目標について見直しを実施したが、変更の必要がないので、前年の環境マネジメントシステムを踏襲することとした。	

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合にのみ記入してください。